

平成29年12月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

平成29年12月6日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	認定第14号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度大竹市一般会計補正予算（第3号））	即 決
第 3	諮問第 6号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決 （一 括） 即 決
第 4	議案第59号	監査委員の選任の同意について	
第 5	議案第60号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	
第 6	議案第61号	和解について	総務文教付託 総務文教付託 （一 括） 総務文教付託
第 7	議案第63号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
第 8	議案第67号	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について	
第 9	議案第64号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託 （一 括）
第10	議案第65号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
第11	議案第62号	大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の制定について	生活環境付託 （一 括）
第12	議案第70号	大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について	
第13	議案第66号	大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正について	生活環境付託
第14	議案第68号	市道路線の廃止及び認定について	生活環境付託 （一 括）
第15	議案第71号	大竹市営住宅等の指定管理者の指定について	
第16	議案第69号	大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について	生活環境付託
第17	議案第72号	平成29年度大竹市一般会計補正予算（第4号）	総務文教付託 総務文教付託 （一 括）
第18	議案第73号	平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
第19	議案第74号	平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）	生活環境付託
第20	議案第75号	平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算	総務文教付託

	(第2号)	
第21	議案第76号 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	生活環境付託
第22	議案第77号 平成29年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	生活環境付託
第23	意見書案第2号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について	即 決
第24	決議案第2号 大願寺地区造成地売却問題調査特別委員会の設置に関する決議について	即 決

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認 第14号(説明・表決)
- 日程第 3 諮問第6号から日程第5 議案第60号(説明・表決)
- 日程第 6 議案第61号から日程第8 議案第67号(説明・付託)
- 日程第 9 議案第64号及び日程第10 議案65号(説明・付託)
- 日程第11 議案第62号及び日程第12 議案70号(説明・付託)
- 日程第13 議案第66号(説明・付託)
- 日程第14 議案第68号及び日程第15 議案71号(説明・付託)
- 日程第16 議案第69号(説明・付託)
- 日程第17 議案第72号から日程第21 議案第76号(説明・付託)
- 日程第22 議案第77号(説明・付託)
- 日程第23 意見書案第2号(説明・表決)
- 日程第24 決議案第2号(説明・表決)

○出席議員(15人)

1番	児 玉 朋 也	2番	末 広 和 基
3番	賀 屋 幸 治	4番	北 地 範 久
5番	西 村 一 啓	6番	和 田 芳 弘
7番	大 井 涉	8番	網 谷 芳 孝
9番	藤 井 馨	10番	山 崎 年 一
11番	日 域 究	12番	細 川 雅 子
13番	寺 岡 公 章	15番	田 中 実 穂

○欠席議員(1人)

16番 山 本 孝 三

○説明のため出席した者

市	長	入 山 欣 郎
副	市 長	太 田 勲 男
教	育 長	大 石 泰
総	務 部 長	政 岡 修

市 民 生 活 部 長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建 設 部 長
上 下 水 道 局 長
消 防 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企 画 財 政 課 長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
自 治 振 興 課 長
市 民 税 務 課 長
地 域 介 護 課 長
監 理 課 長
土 木 課 長
都 市 計 画 課 長
上 下 水 道 局 業 務 課 長
総 務 学 事 課 長

香 川 晶 則
米 中 和 成
坪 浦 伸 泰
吉 岡 和 範
橋 村 哲 也
中 村 一 誠
三 原 尚 美
高 津 浩 二
吉 原 克 彦
池 田 宗 吾
佐 伯 和 規
豊 原 学
山 本 茂 広
中 司 和 彦
北 林 繁 喜
真 鍋 和 聰

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

中 曾 一 夫
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、13番、寺岡公章議員、15番、田中実穂議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 認第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度大竹市一般会計補正予算（第3号））

○議長（児玉朋也） 日程第2、認第14号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度大竹市一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第14号、平成29年度大竹市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、9月28日に衆議院解散が表明されたことにより、早急に選挙事務に着手する必要が生じたため、その予算措置が必要となりました。このため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年9月29日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に1,879万円を追加し、予算総額を134億9,298万7,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において、主に投開票管理者・立会人報酬135万8,000円、職員手当等950万2,000円、通信運搬費170万4,000円、ポスター掲示場設置等業務委託料100万円、備品購入費120万円の追加をし、歳入として、衆議院議員選挙費県負担金1,879万円を追加したものでございます。

以上、簡単ではございますが、認第14号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

10番、山崎年一議員から発言の通告がありましたので、許可します。

10番、山崎議員。

〔10番 山崎年一議員 登壇〕

○10番（山崎年一） ただいま、専決処分の報告をいただきましたが、11月の22日に行われました衆議院選挙におきましての、期日前投票についてお伺いをいたします。

実は、10月22日に台風が到来するというので、投票日の前日21日には、多数の期日前投票をされる方が投票においでるんだらうということは、私も予想しておりました。

当日、私も11時ごろでしたでしょうか、期日前投票に行きました。そうすると、たくさんの方が整列していらっしゃいまして、1階の会議室から正面玄関まで人が並ぶという状況でありました。

事実上、前日に台風が来るということが予測できたわけでありまして、そのときの状況からいいますと、非常にたくさんの方がいらっしゃって、なぜ対応ができないのだからかという、私は疑問を持ったわけでありまして、せつかくの投票においでた方が、帰るという状況も見られました。実は、私も「帰ろうや」と言ったんでありますが、「せつかく来たんじゃないけ、投票して帰ろう」と言うものですから、じゃ、仕方がないかということで、投票をさせていただきますが、実際にそういうことで、お帰りになる方もいらっしゃった、ということを実際に見ました。広報等で、投票率アップが大切だということで呼びかけていらっしゃる反面で、そういうことが起こったということ、非常に残念に思いました。

こういったことは、事前に予測できなかったのかどうか。また、当日の投票者がおいでになったことの状況を見ながら、対応ができなかったのかどうか、その辺についてのお考えについて、実際、事実どうだったのか。また、そのことで、トラブルはなかったのか、ということについても、お伺いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） 御指摘のとおり、選挙の期日前日、土曜日の午前中でございますけれども、台風の影響を心配された方や、午後から雨が降るといふ天気予報を心配された方が多く来られまして、当日は、大変混雑をして、おっしゃるとおり、一時は行列が投票所の前から正面玄関のところまで、並ぶ状況がございました。投票をするために、多い方で20分か30分、ちょっと待っていただくというような状況がございました。通常の場合ですと、期日前の前日、やはり多い状況がございますが、ここまですくなったというのは初めてでございます。非常に、私どものほうもあらかじめ、宣誓書を記載する場所を多く用意しておったのですが、予想外という状況でございました。行列を理由に、おっしゃるとおり、一旦、帰られまして、後ほど来られた方もいらっしゃいます。大変、申しわけなく思っております。

ただ、混雑のピークでございますけれども、ちょうど議員が来られたところが、一番ピークでございます。午前10時ごろから12時ごろまでの2時間が、一番ピークでございます。午後からは、ほとんど待つこともなく投票できるような状況ではございました。

私ども選管職員、当日、別のところで開票の準備等を行っておりましたが、投票所のほうから連絡がございまして、慌ててちょっと駆けつけて、人数をふやして対応をさせていただいたところでございます。衆議院選挙のときには、投票用紙が選挙区と比例区と、それから国民審査と3つございましたので、ちょっと間違えてもらってはいけないということで、その辺の説明を会場外でもさせていただきます。そして、決裁板をもって、その

場で事前に投票はがき、その裏に宣誓書ついておりますので、その部分に御記入をしていただいたりということで時間の短縮を図らせていただいたところでございます。

もともと、このはがきというのが、以前はやってなかったんですが、少しでも時間を短縮しようということで、それを書いてこられた場合は、スムーズに投票ができるようにということで用意をさせていただいたものですが、当日は、台風を懸念された方が、あらかじめ同じ時間帯に集中をして来られたということがあって、このような状況になったというふうに考えております。

そういう状況であった、いうことでございますけれども、思いのほか、来られた市民の方は整然と並ばれて、大きな混乱もなく、どのぐらい時間がかかるのかというような御質問は受けましたけれども、割と理解をされて並んでいただいたので、非常に助かったという記憶がございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 10番、山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。混乱もなく、トラブルもなく、非常に順調にいったという御報告をいただきまして、ありがとうございます。

それで、もう1点、私が見つきましたことは、投票所の投票用紙、はがきというのが、実は裏に、どういう理由で投票においでたかという記載をする部分があります。担当者のほうから、記載してくださいという通知が、お話がありまして、記載しようとしたところが、天候不順だから期日前投票に来たという記述がないわけでありまして。そうすると、投票に訪れた方は、非常に前後の方も混乱してらっしゃって、「どこに丸したらええんかいね」とおっしゃってたんですね。

これ、昨年、平成28年の12月に公職選挙法が改正されて、天災または悪天候により投票所に到達することが困難な場合は、期日前投票ができるという条項が加えられました。そのことを、一般の方、なかなか御存じないという方がいらっしゃって、「記載するのはうそを書かないけんよね」というような混乱もあったようでございます。このことについては、衆議院選挙ということになると、大竹市で印刷するわけではございませんと思いますので、統一して県なり国なりが印刷するんだろうと思うんですが、その辺のそういう記述が一つあれば、投票する側がスムーズな気持ちで、動揺しなくて投票できるということでの配慮について、一つお願いをしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） 衆議院選挙のときにつきましては、確かにはがきのほうは、事由のほうは、改正後の事由が入ってございませんでした。急な選挙ということもありまして、在庫のはがきをそのままちょっと使わせていただいたということでございます。印刷のほうは市のほうで、在庫があるときには、変更が必要ない場合は在庫を使って、変更の必要がある場合は、印刷をその都度しております。

衆議院選挙のときには、在庫のはがきを使わせていただいて、当日は、当然その中に項目がないわけですから、欄外にその番号を、事由番号が6番だったと記憶しておるんですが、6番を書いてくださいというふうに、ちょっと臨機応変に対応させていただいたとこ

ろでございます。これ、先ほども言いましたように、便宜上、早く処理をするために、はがきにあらかじめ記載していただいておりますよということでございますので、当日、投票所のほうには正式に、全部そういう項目を記載したA4の宣誓書のほうを、用意をしておりました。ただ、皆さんお手元にはがきのほうを持っておられましたので、そちらのほうにそのまま書いていただいたということでございます。はがきをお持ちでない方は、そのA4の宣誓書のほうに書いていただいて、スムーズにやっていただいたということでございます。

なお、その後の県知事選挙のほうは、そういった項目も印刷した、時間がございましたので、印刷したもので御案内をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第14号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第14号を採決いたします。

認第14号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、認第14号はこれを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第5〔一括上程〕

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第59号 監査委員の選任の同意について

議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（児玉朋也） 日程第3、諮問第6号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第5、議案第60号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての3件を一括議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 諮問第6号、議案第59号及び議案第60号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

諮問第6号は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、前安井美千子氏を人権擁護委員候補者に推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

前安井氏は、平成24年7月1日から現在まで、人権擁護委員として活動されておられます。長年、体育指導員として住民のスポーツの振興に携わり、地域でも御活躍されていることから、その信望は非常に厚いものがあります。同氏は、年々、複雑多様化する人権問題の相談役・指導的役割を担っていただける人材であります。平成30年6月30日で、現在の任期が満了となりますが、引き続き人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、議案第59号、監査委員の選任の同意について、御説明申し上げます。

地方自治法第196条の規定により、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから、これを選任することとなっております。この監査委員のうち、識見を有する者の中から選任いたしておりました黒田孝士氏が、平成29年12月11日をもって任期満了となりますので、その後任の監査委員として、薬師寺基夫氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

薬師寺氏は、昭和47年3月に九州大学を卒業後、九州大学工学部教務員を経て、昭和49年4月に三菱電機株式会社に入社され、大竹事業所アクリル繊維工場長や、中国寧波麗陽化繊有限公司、当時、総経理、三菱レイヨン株式会社理事、三菱レイヨンエンジニアリング株式会社取締役を歴任され、平成21年10月に三菱レイヨン株式会社を退職されています。

以上のような経歴からも、財務管理及び経営管理についての専門的知識・経験をお持ちの上、人格・識見ともすぐれ、監査委員として適任であると考えまして、御提案を申し上げます。

続きまして、議案第60号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。この委員のうち、前田興二氏が、平成30年3月4日をもって任期満了となります。

前田氏は、平成21年3月5日から固定資産評価審査委員会委員としてその職務に精励され、経験・人格・識見とも、委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めます。

以上、簡単でございますが、諮問第6号、議案第59号及び議案第60号についての説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

諮問第6号を採決いたします。

本件は、異議ない旨を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第6号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、議案第59号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第60号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第6～日程第8〔一括上程〕

議案第61号 和解について

議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第67号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第6、議案第61号和解についてから日程第8、議案第67号長期継

続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正についての3件を一括議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

[総務部長 政岡 修 登壇]

○総務部長(政岡 修) それでは、議案第61号、議案第63号及び議案第67号の3件につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、議案第61号、和解についてでございますが、本件は地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき和解することについて、市議会の同意を求めるところでございます。

和解の相手方は、日本ユニシス株式会社中国支店でございます。

和解に至る経緯でございますが、本市と相手方とは、現行システムのサービス利用期間は、本市からの契約終了の申し出がない限り、自動更新する契約を締結しておりました。ところが、平成28年11月1日に相手方から、平成30年3月31日をもって、現行システムのサービスを終了することになったので、協議したいとの申し入れがございました。

本市は、現行システムのサービスは、来年度以降も継続するものと想定しておりましたが、相手方の経営方針として、事業から撤退するとのことでございましたので、まずは平成30年4月1日以降も引き続きサービスが確保できるよう、次期システム候補の選定作業に入りました。平成29年1月10日に、次期システム候補の選定ができましたので、翌11日に、相手方にサービス終了の協議に応じることを通知しております。

協議の結果、相手方が現行システムから新システムへ移行するために必要な支援を行うこととしたため、平成30年3月31日をもって契約を解約する、仮解約合意書を締結したものでございます。

続きまして、議案第63号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、説明を申し上げます。

人事院は、去る8月8日に、国家公務員の給与等に関し、公給月額を平均0.15%の引き上げ、また、期末勤勉手当の支給月数について、0.1月分の引き上げ等の実施をするよう勧告しました。この給与改定につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が閣議決定を得て、現在、国会で審議されているところでございます。

本市におきましても、県内他市の動向等を勘案し、国家公務員に準じて職員の給与改正等を実施しようとするものでございます。

それでは、条例の改正の内容について、説明申し上げます。

第1条は勤勉手当の支給月数について、0.1月分を引き上げるとともに、国家公務員に準じて給料表の給料月額を改正するものでございます。

第2条は勤勉手当の支給月数を6月期及び12月期とも、それぞれ0.9月に改めるものでございます。

次に、附則第1項ですが、この条例の施行期日を公布の日とし、第2条による改正規定の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、給料表に関する改定規定を平成29年4月1日にさかのぼって、勤勉手当

に関する改正規定については平成29年12月1日にさかのぼって適用することとするものです。

最後に、附則第3項ですが、この条例の施行期日の前日までに支払われた給与は、改正後の給与のうち払いであるという、事務処理上の措置を規定しているものでございます。

続きまして、議案第67号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について、説明申し上げます。

平成16年の地方自治法の一部改正により、長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲が拡大され、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものについて、新たに長期継続契約を締結することができることとされました。

これを受け、本市におきましても商習慣上、複数年にわたり契約することが一般的であるもの、毎年、4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約について、長期継続契約を締結することが可能になるよう、条例を制定しているところでございますが、現在、長期継続契約の対象としていない電算処理システム等の利用についても、複数年にわたり契約することが一般的であるため、電算処理システムの賃貸借、また、事務機器等の保守契約を対象とすることで、より一層の効率的な事務の遂行を目指すものでございます。

以上、議案第61号、議案第63号及び議案第67号の3件の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9及び日程第10〔一括上程〕

議案第64号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について

議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第9、議案第64号特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について及び日程第10、議案第65号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第64号及び議案第65号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第64号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本条例は、一般職の職員の勤勉手当の引き上げに伴い、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当を0.1月分引き上げるものでございます。

続きまして、議案第65号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本条例は、一般職の職員の勤勉手当の引き上げに伴い、議会の議員に支給する期末手当を0.1月分引き上げるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第64号及び議案第65号についての説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11及び日程第12〔一括上程〕

議案第62号 大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の制定について

議案第70号 大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第11、議案第62号大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の制定について及び日程第12、議案第70号大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定についての2件を一括議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 米中和成 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） 議案第62号及び議案第70号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第62号、大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の制定について、御説明申し上げます。

本条例は、旧小方公民館の建物を改修し、地域福祉を推進するための施設を新たに設置しようとするため、施設の目的・名称・位置・事業及び管理方法等について規定するものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条は、本条例の目的として、市民が住みなれた地域で、ともに助け合いながら健康で安心・安全な生活を送るための機会づくりと支え合いの場として、大竹市地域福祉会館を設置することを規定しております。

第2条は、大竹市地域福祉会館の名称及び位置を規定しております。

第3条は、第1条の目的を達成するために行う事業を規定しております。大竹市地域福祉会館は、地域福祉活動の場、住民活動の場、生涯学習活動の場、そして防災拠点の4つの機能を持ち合わせた施設と考えており、これらの機能を推進するための事業を行うこととしております。

第4条は、大竹市地域福祉会館の管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者による管理を行うことを規定しております。

第5条から第8条は、指定管理者の指定までの流れについて規定しております。第5条では、指定管理者が行う業務を、第6条では、管理期間を3年とすることを、第7条では、指定申請時に必要な書類について、第8条では選定基準のほか指定の際は、議会の議決が必要である旨をそれぞれ規定をしております。

第9条から第11条は、指定管理者が果たすべき義務について規定しております。第9条では、年度終了後に提出する事業報告書について、第10条では、定期的な状況報告及び必要に応じて行う市の実地調査について、第11条では、指定管理者及びその業務に従事している者の守秘義務及び個人情報の取り扱いについてそれぞれ規定をしております。

そして第12条で、指定事業者が当該義務に違反した場合は、市は指定の取り消し等を行うことができることを規定しております。

第13条及び第14条は、利用時間及び休館日について規定しております。利用時間は、日曜日のみ午前9時から午後5時までとして、それ以外の日は午前9時から午後9時までとしております。また、休館日は国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までとしております。

第15条から第18条は、利用方法等について規定をしております。第15条では、利用者は指定管理者が特に必要と認める者以外、原則、市内に居住する者としております。第16条では、利用の許可及び利用の変更について、あらかじめ指定管理者の許可を受けるとしてしております。第17条では、指定管理者はその利用目的が公序良俗に反する、施設等の使用目的に沿わない、または施設管理上問題がある等の判断ができる場合は、利用の許可を行わないとしております。第18条では、指定管理者は利用者が許可条件等に違反したときは、許可の取り消しなどの処分ができるとしております。

第19条から第21条は、利用料について規定をしております。第19条では、施設の利用料は、前払いとし、指定管理者の収入としております。なお、具体的な利用料につきましては、別表で定めております。第20条では、利用料の減免について、第21条は利用料の還付について規定をしております。

第22条から第24条は、利用制限等について規定しております。第22条では、特別な設備の設置等をする場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないとしております。第23条では、目的外利用及び権利譲渡の禁止を、第24条では指定管理者は利用者に悪影響を与える危険性がある者、または施設管理上影響がある者の入場の制限ができるとしております。

第25条では、利用者は施設利用後に原状回復の義務があることを規定しております。

第26条では、指定管理者は利用者の過失等による損害が発生した場合の賠償義務につい

て規定しております。

第27では、地域福祉会館の管理を指定管理者に指定できないときなどは、市長が管理することとしております。

第28条は、委任の規定でございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日を平成30年4月1日とし、準備行為として、指定管理者の申請や施設の利用申し込みなどについては、施行前に実施できるよう規定をしております。

続きまして、議案第70号、大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

大竹市養護老人ホームの管理運営につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者として社会福祉法人広島友愛福祉会を指定しております。

指定期間につきましては、福祉制度における健全かつ適正な措置等の確保を図るため、複数年指定することで制度のメリットを生かし、よりよい管理運営ができると判断して3年間としておりますが、このたび平成30年3月31日をもちまして、指定期間が終了することに伴い、引き続き、社会福祉法人広島友愛福祉会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

社会福祉法人広島友愛福祉会は、養護老人ホームゆうあいの里に隣接した特別養護老人ホームゆうあいホームを運営しており、介護・福祉サービスの質を高めながら、事業運営の効率効果を図り、経営基盤の強化を図っております。また、当施設は特定施設入所者生活介護の指定を受けており、利用者本意、自立支援、生活質の向上、家族介護支援を方針として運営に取り組んでおります。

このようなことから、社会福祉法人広島友愛福祉会を、大竹市養護老人ホーム指定管理者に指定しようとするものでございます。指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としております。

以上、簡単ではございますが、議案第62号及び議案第70号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第66号 大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第13、議案第66号大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 香川晶則 登壇〕

○市民生活部長（香川晶則） それでは、議案第66号大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び関連する法令等の一部改正に伴いまして、所要の整理を行うため、大竹市税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正条例の主な内容について、御説明させていただきます。

最初に大竹市税条例の改正点について、御説明いたします。

まず、1点目として、控除対象配偶者の定義の変更に伴い、控除対象配偶者と記載されているものについて、同一生計配偶者と改めるものです。

2点目として、事業所内保育事業等にかかわる特例措置の拡充として、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、また、定員5人以下の事業所内保育事業のように供する家屋及び償却資産に対して、わがまち特例を導入するものです。

3点目は、市民緑地の認定制度の創設に伴い、課税標準の特例措置を創設するものとし、こちら、わがまち特例を導入するものです。

次に、大竹市都市計画税条例の改正点について、御説明いたします。

こちら、大竹市税条例の改正と同様に、保育の受け皿整備の促進にかかわる特例措置を導入し、市民緑地の認定制度の創設に伴い、課税標準の特例措置を創設するものとなります。

以上が、改正の主なもので、その他引用条項の整備等の必要なものにつきましても、規定の整備を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日に関する規定は附則第1条に、経過措置につきましては市民税に関するものを附則第2条及び第3条に、大竹市税条例等の一部を改正する条例について、法律改正に合わせた改正や、今回の改正に伴う所要の規定の整備を行うことについて、附則第4条及び第5条に規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第66号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14及び日程第15〔一括上程〕

議案第68号 市道路線の廃止及び認定について

議案第71号 大竹市営住宅等の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第14、議案第68号市道路線の廃止及び認定について及び日程第15、議案第71号大竹市営住宅等の指定管理者の指定についての2件を一括議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 坪浦伸泰 登壇]

○建設部長（坪浦伸泰） それでは、議案第68号及び議案第71号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第68号、市道路線の廃止及び認定についてを御説明申し上げます。

まず、晴海15号線でございますが、市による開発行為によって生じた、団地内の晴美1丁目1番161地先から1番156地先までの区間を市道認定するものでございます。

次に、八丁3号線でございますが、旧国道186号の八丁橋から上流の管理区分協議が、広島県と関係機関とでまとまりましたので、既に市道認定しております八丁3号線を、一旦、廃止し、八丁橋上流約270メートル延長した八丁4119番地先までの区間を含めて、改めて市道として認定するものでございます。

また、防鹿4号線につきましては、広島県における国道186号の防鹿トンネル開通により、旧道部分の小方町小方字苦ノ坂西山373番4地先から、小方町小方字道源小屋451番5地先に至る区間を市道認定したものでございます。

続きまして、議案第71号大竹市営住宅等の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

大竹市営住宅等施設の維持管理及び使用料徴収業務につきましては、平成25年度から指定管理者へ管理を委託してまいりました。市営住宅の管理を指定管理者へ移行したことにより、入居者からの問い合わせなどに対し、24時間体制での対応が可能となり、より細やかなサービスの提供ができるようになりました。さらには、今までの市の運営ノウハウに加え、民間の管理ノウハウが導入されたことによって、安定的に高い収納率の確保が実現したものでございます。

このようなことから、引き続き、平成30年度からも指定管理者へ管理を委託するため、大竹市営住宅設置管理条例第60条の3及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例第34条の規定に基づき、このたびその候補者として、大阪府営住宅など関西地区で約2万戸の公営住宅管理実績を有する近鉄住宅管理株式会社を選定しましたので、指定管理者として指定するため、議会の議決をいただきたく御提案させていただくものでございます。

指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としてございます。

以上で、議案第68号及び議案第71号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第16 議案第69号 大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について**

○議長（児玉朋也） 日程第16、議案第69号大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、15番田中実穂議員には退席を願っておりますので御了承ください。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 米中和成 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） 議案第69号、大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

大竹市総合福祉センターにつきましては、平成18年4月から指定管理者制度に移行し、指定管理者として社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を、平成21年度、平成24年度、平成27年度と3回、再指定しております。

このたび、平成30年3月31日をもって、指定期間が満了することに伴い、新たに指定管理者の選定が必要となります。

選定につきましては、これまでの安定した施設管理運営業務の実績に加え、当該施設事業と指定管理者側の実施事業の関連性が高いこと、市の福祉施策推進のために、指定管理者が当該施設で自主事業を実施することが、より地域住民に密着した福祉事業の展開が可能であることなどから、引き続き社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としております。

以上、簡単ではございますが、議案第69号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17～日程第21〔一括上程〕

議案第72号 平成29年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

議案第73号 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

議案第75号 平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第76号 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第17、議案第72号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第4号）から日程第21、議案第76号平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の5件を一括議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第72号から議案第76号までにつきまして、一括してその概要を御説明申し上げます。

初めに、58ページからの議案第72号、平成29年度大竹市一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ8億1,683万5,000円を追加し、予算総額を143億982万2,000円にするとともに、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、69ページの歳出から御説明いたします。

各費目に共通する内容といたしましては、先ほど説明がありました一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例によるものと、当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。

具体的には、特別職・一般職の給料・職員手当及び共済費をまとめまして3,215万4,000円の増額としております。人件費については調整の上、各費目に計上させていただいておりますので、以下では、この部分についての説明を省略させていただきます。

第2款総務費につきましては、6,611万6,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、返礼品の発送などに要する経費及び地方創生事業基金積立金をそれぞれ2,500万円、庁舎管理に係る修繕費を80万円、子ども・子育て支援交付金や、重度心身障害者医療などに係る国県支出金の前年度清算金として、国庫補助金等返還金を676万1,000円計上するものでございます。

また、住民基本台帳に旧姓の併記を可能にし、マイナンバーカード等への記載事項を充実するためのシステムを、システム改修委託料として199万5,000円を計上するものでございます。

第3款民生費につきましては、3,090万5,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、子ども・子育て支援新制度に参入している市立幼稚園や市立保育園・認定こども園等に支払う施設型給付費等負担金を2,286万1,000円計上するものでございます。

第8款土木費につきましては、7億734万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、一般道路補修に係る工事請負費を800万円、新町雨水排水ポンプ場建設予定地に隣接する本町・新町2号線の道路用地を確保するための手数料及び用地買収費を308万円、一般河川の改良工事費200万円を計上し、急傾斜地崩壊対策工事費600

万円を減額するものでございます。

また、市営住宅御園団地の土地売り払い収入及び補償費を大竹市営住宅基金へ積み立てるため、積立金6億8,000万円を計上するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、66ページの歳入予算につきまして、御説明申し上げます。

第1款市税につきましては、1億2,400万円増額するものでございます。

内容といたしましては、個人市民税及び固定資産税の増が見込まれるため、市民税を2,400万円、固定資産税を1億円計上するものでございます。

第9款地方交付税につきましては、普通交付税の額が確定いたしましたので、635万3,000円を減額するものでございます。

第13款国庫支出金につきましては、歳出に計上しております施設型給付費に対する国庫負担金を1,143万1,000円、住民基本台帳システム改修に対する国庫補助金を199万5,000円計上しております。また、番号制度システム整備に対する国庫補助金を209万3,000円計上しております。

第14款県支出金につきましては、歳出に計上してあります施設型給付費に対する県負担金590万8,000円等を計上するものでございます。

第15款財産収入につきましては、岩国大竹道路整備に伴う市営住宅御園団地の土地売り払い収入として、1億3,400万円を計上しております。

第16款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、5,000万円を計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、港湾施設管理受託特別会計からの繰入金465万9,000円のほか、このたびの補正予算について財政調整基金による減調整を予定しているものでございます。

第18款繰越金につきましては、前年度決算剰余に係る繰越金として3,398万6,000円を計上しております。

第19款諸収入につきましては、市営住宅御園2・3号棟等の解体補償費として5億4,600万円計上しております。

第20款市債につきましては2億1,945万9,000円減額するものでございます。

内容といたしましては、市道改良事業債を270万円計上し、臨時財政対策債を発行可能額に合わせて2億2,215万9,000円減額するものでございます。

続きまして、62ページの第2表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるもの、複数年の契約をするものについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

63ページの第3表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

以上が、議案第72号、平成29年度大竹市一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

続きまして、86ページからの議案第73号、平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正

予算（第1号）につきまして、御説明をいたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ225万を追加し、予算総額を42億8,258万3,000円にするものでございます。

内容といたしましては、一般職給料・職員手当・職員共済組合等負担金を合わせて225万円計上し、歳入の一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

続きまして、93ページからの議案第74号、平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,286万8,000円を追加し、予算総額を6,491万9,000円にするものでございます。

内容といたしましては、一般職給料・職員手当・職員共済組合等負担金を合わせて355万円、平成28年度の決算剰余金について、一般会計への繰出金及び県への納付金をそれぞれ465万9,000円計上し、歳入の前年度繰越金で調整するものでございます。

続きまして、100ページからの議案第75号、平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ141万を追加し、予算総額を30億6,855万5,000円にするものでございます。

内容といたしましては、一般職給料・職員手当・職員共済組合等負担金を合わせて141万円計上し、歳入の一般会計繰入金で財源を調整いたしております。

続きまして、107ページからの議案第76号、平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ907万5,000円を追加し、予算総額を4億5,136万6,000円にするものでございます。

内容といたしましては、第1款総務費につきまして、一般職給料・職員手当・職員共済組合等負担金を合わせて163万円、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、納付額が確定したため、保険料等負担金を744万5,000円計上し、歳入の一般会計繰入金及び前年度繰越金で財源調整をいたしております。

以上、議案第72号から議案第76号までの補正予算の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号、議案第73号及び議案第75号の3件は総務文教委員会に、議案第74号及び議案第76号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第77号 平成29年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第22、議案第77号平成29年度大竹市公共下水道事業会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

[上下水道局長 吉岡和範 登壇]

○上下水道局長(吉岡和範) 議案第77号、平成29年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、その概要を御説明申し上げます。

このたび提案させていただきます補正予算は、新町雨水排水ポンプ場の整備に必要な用地の一部を確保しておくため、資本的支出予算の建設改良費を1,800万円増額し、資本的支出予算の総額を7億2,593万5,000円とするものでございます。

この支出に対する財源といたしまして、資本的収入予算の企業債を同額の1,800万円増額し、資本的収入予算の総額を4億8,206万2,000円としております。

また、この資本的収入及び支出予算の補正に合わせまして、業務の予定量のうち主要な建設改良費、そして企業債の限度額をそれぞれ増額する補正をしようとするものでございます。

以上で、議案第77号の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(児玉朋也) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 意見書案第2号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

○議長(児玉朋也) 日程第23、意見書案第2号道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

15番、田中実穂議員。

[15番 田中実穂 登壇]

○15番(田中実穂) 意見書案第2号、道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてにつきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書案。

道路は地域の発展や経済社会活動を支えるとともに、災害時には住民の命を守るライフラインとして機能するなど、生活に欠かせない最も重要な社会基盤の一つです。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、(以下、道路財特法という)の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩

上げ、50%、55%に嵩上げされており、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっています。地方創生を推進する地方自治体にとって、この時期に道路財特法の規定による補助率等が低減することは、死活的な問題です。

よって、国におかれましては、道路整備を引き続き推進するための財源を、長期的かつ安定的に確保するため、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するとともに、地方創生を推進するために、真に必要な道路整備については補助率をさらに拡充するなどの措置を講じることを、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

皆様の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第24 決議案第2号 大願寺地区造成地売却問題調査特別委員会の設置に関する決議について

○議長（児玉朋也） 日程第24、決議案第2号大願寺地区造成地売却問題調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

11番、日域 究議員。

〔11番 日域 究 登壇〕

○11番（日域 究） それでは、提案理由を述べたいと思います。

皆様、御存じのように、大願寺地区造成地は平成23年、議案第68号、財産の処分についてが、同年12月定例会で可決されたことを根拠に、3億5,000万円で売却されました。

しかし、内部告発とも思われる匿名の投書に端を発し、平成24年12月に住民監査請求が行われ、その後、住民訴訟へと移行しました。

地裁判決を経た本年3月9日の広島高等裁判所の判決は、大竹市は、市長である入山欣郎氏に対し1億4,910万円及びこれに対する平成25年4月6日から支払い済みまで、年5%の割合で金員を支払うことを請求せよというものでした。高裁の判決文は、大竹市長側から全市議会議員に配付されています。

現在、被告大竹市は、上告受理申し立て中。つまり、最高裁の判断待ちという状況であり、判決は確定はしていません。

しかし、広島高裁の判決は、過去の最高裁判例をもとに、公有地売却における適正価格の考え方、適正な対価を得ずに売却するための条件等について、さらに踏み込んで明示した上で、当該議案68号の議決は、大願寺の公有地を3億5,000万円で売却することを認める有効な議決ではない。したがって、売却は地方自治法違反であるというものでした。市議会の決議が無効と判決されたことの意味は重く、全国的にも例を見ないものです。

少しわかりやすく表現します。飛行機の航空券を持って、新幹線に乗りました。そしたら、無賃乗車で捕まりました。そういうことでございます。

議会は議案を審議します。多くの議案は執行部、つまり市長側から提案されます。が、議会はそれを無条件に受け入れるわけではありません。事前説明を受け、一定の納得の上で議案を受け取るんです。不適正な議案であれば、訂正を求めることもあるでしょう。それができなかつたら、しっかりと丁寧な審議をすることも可能なはずですが、しかし、この議案については、そうではありませんでした。そうではないように、私は感じています。

大願寺造成地売却の公募結果が初めて議会に示された、平成23年12月8日の議員全員協議会で、議長は議員からの質疑を受け付けませんでした。その上、間髪入れずに議案を上程、さらには議案を審議した生活環境委員会の前に、重要議案だから質問回数をふやすようと、一部委員が要求したものの、生活環境委員長はそれを拒否しました。その結果、本市にとっての最大の課題であった大願寺造成地売却の議案であるにもかかわらず、委員が自主的に調査する時間もほとんどなく、資料も不十分、肝心な7億円の鑑定評価書もなく、その半値以下であった予定価格の根拠になる計算書もないんです。

こんな状態でありながら、質問回数はわずか3回。これで、大願寺の土地売却の一体、何がわかるのでしょうか。これが、最初の大問題であると考えます。議長には、もっと資料を提出させる権限があるはずだと思えば、まことに残念です。

そのため、執行部の虚偽の説明や答弁に対しても反論するどころか、議員は丸腰の状態でした。武器がないんですから、議会は戦わずして執行部に敗れたんです。あの委員会の質疑応答を素直に受け取れば、適正な対価を得て、土地を売る話にしか見えません。賛成した議員においても、内容に踏み込んで積極的に賛成する根拠がなく、ましてや反対した議員には、材料は全くありませんでした。

平成23年12月15日は、大竹市議会が市政のチェック機能を放棄し、白旗を掲げた記念日なんです。そのとき、議会の指揮官であった議長、部隊長であった委員長は、任期満了に合わせて、なぜか議会から静かに去っています。執行部から見れば外堀・内堀を埋められた議会なんて楽なもんです。7億円のを半値で売るために、相当に乱暴な説明や答弁をして乗り切りました。

しかし、うそは、しょせんうそです。後で、そのうそが、次々にばれていきます。具体的に指摘します。

まず、1つ目です。さきに述べた12月8日の全協で、不動産鑑定士の知恵をかりて予定価格を決めたと説明し、さらに議案審査をした生活環境委員会では、鑑定評価は7億円だが、5年後の単価をもとに予定価格を決めたと、青森課長は答弁しました。しかし、高裁における証人尋問で、法廷に立った不動産鑑定士は、青森課長に知恵をかした覚えはない。青森氏の算定は素人計算で、適正な対価を算定したものではないと、議会での青森答弁を真っ向から否定しました。

この青森課長の算定した予定価格の根拠は、情報公開請求に対しても、計算式は私物であり、市の資料として保存していないという理由で開示されませんでした。裁判の中で、やっと提出されましたが、その算定に使用している下水道受益者負担金が、市長告示の正しい単価と大きく異なる意味不明の金額が使われていたことを含め、適正な対価を算定したものとは到底呼べない代物でした。不動産鑑定士の鑑定評価の半値以下でありながら、議会審査では、適正な価格で売るように思わせるために、策を弄したことがわかります。

2つ目です。同じ委員会で、スケジュールが見えないという質問に対し、青森課長は開発行為の申請ということはかなり変わってくると、わからなくてもやむを得ないともとれる答弁をしています。

しかし、実際には、業者に提出させた事業計画書の中に、資金計画書という書類があり、そこには2年半で完売することが明確に書いてあることが、後でわかりました。しかも、そのとおりに完売したんです。

それらを見ても、その資金計画を議会に出さなかったことの原因が見えてきます。それは、完売までに10年かかり、その間にも地価が下落し続けるという、青森流予定価格算定の根拠とは、その内容が大きく違うからです。これは、単に早く売れるということを隠すだけではありません。

青森課長の算定は、不動産鑑定の手法の中の開発法というものを使って計算していますが、その場合、2年半で完売を見込むことは、10年での完売を見込むことに比べて、現時点での土地の評価額が1.5倍も高くなるからです。そのため、2年で完売する資金計画書を議会に出すわけにはいかなかったんです。

3つ目です。保育園を整備し、教育と保育の連携を図るとか、介護施設をつくるという業者の提案を、青森課長は紹介し、雇用も新たに150人見込めるとか、生涯安心できる居住空間など、業者の宣伝マンのように紹介しました。が、それらは実現していませんし、契約でも、それらは一切義務づけられていませんでした。

業者が、平成24年7月に新聞に折り込んだ分譲予告の広告には、介護施設の場所が示し

てありましたが、そのわずか5カ月後の新聞折り込みでは、その施設の場所は消えていました。契約で義務づけられていないんですから、やめることも可能なんです。業者の企画提案は、一体何だったんでしょうか。

4つ目として、同委員会で、大願寺同様の単なる宅地売却で、プロポーザル方式を採用した他市の例を尋ねられた青森課長は、国分寺市、高崎市、香川県土地開発公社の3例を答弁しました。が、これも後で調べてみれば、全て鑑定評価額以上での売却である上、条件に違反した場合は、ペナルティーで安く買い戻すなどの特約があり、事実、香川県の土地開発公社は、同じ土地を2回も安く買い戻していました。また、国分寺市などは、長期間かけて市民を巻き込んで計画を練っており、市議会での契約議案の審議の場では、質問は一切ありませんでした。既に、出尽くしているんです。大願寺の議会審議とは、余りにも対照的だといえようがありません。

このように、大竹市執行部が議会に対して行った説明や答弁には、事実と反する点が多くある一方、提出すべき重要な情報は、意図的に隠されていました。これでは、議会制民主主義の信頼は、根底から崩壊してしまいます。その結果、チェックすべき市議会が機能せず、議員は3億5,000万円という適正な金額で市有地を売却する契約であると勘違いして、議案は可決されたことになります。

売価が適正か否かについてですが、その後、住民監査請求の回答で監査委員は、適正ではないが、適正ではない金額で売却することを議会が認めたと述べています。ところが、一審が始まって、一審の大竹市側の主張は、適正な範囲だっていうふうに変わりました。高裁で、不動産鑑定士の証人尋問が終わった後では、ルネス学園の売買交渉における鑑定評価書2通を証拠申請し、そもそも鑑定評価は不確かなものだと主張を変えています。

適正な対価を得て売却することを原則とする公有地ですが、大竹市執行部は、最初に把握し決定すべき適正価格について、最後まで迷走しています。このようなことが、なぜ発生したか。売価が先に決まっていたのではないか、そう思わせる経緯です。

これらから見れば、市長に単に賠償責任があるか否かを審議している最高裁の判断のいかんにかかわらず、これまでの裁判等を通じて判明した、大竹市議会で行われた審議が異常であったということは、動かしがたい事実です。このような異常な議会運営が判明した以上、そしてそれが行政に大きな金銭的損失や時間的損失を発生させ、また、社会的影響を世間に与えたとすれば、議会の責任も決して小さくはありません。仮に、この大願寺造成地売却議案が議会で否決されていれば、あるいは修正されていれば、裁判にもなっていなかったであろうことを忘れてはいけません。現在の状況を引き起こした責任は、第一には大竹市執行部ですが、第二は議会なんです。

ついでには、大願寺造成地売却に関し、大竹市執行部がどのような理由でこのようなことを考え、それに市議会幹部がどのように応じたのか。そして、なぜ、意味を持たない議案が可決されるに至ったのかを調査し結論を出しておくことは、市民の負託を受けた大竹市議会の責務であるといえます。と同時に、同様の問題の再発を防ぐためにも、大きな力になるとの期待を込めて、ここに大願寺造成地売却問題調査特別委員会の設置を提案させていただきます。

不都合な真実をどう扱うか、勇気ある議員の皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いたします。勇気のある方は賛成してください。ない方は結構です。

終わります。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

8番、網谷議員。

〔8番 網谷芳孝 登壇〕

○8番（網谷芳孝） 私は、大願寺地区造成地売却問題調査特別委員会の設置に関する決議については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

理由としましては、この問題は、平成24年12月の住民監査請求から始まり5年の歳月がたっており、その間の平成27年7月には、広島地方裁判所の第一審では、地方公共団体の所有する不動産を売却する際、最低価格を評価額にしなければならない基準はなく、異なる額でも適正な対価になり得ると指摘され、造成地売却訴訟の訴えは棄却されております。

しかし、ことしの平成29年3月の広島高等裁判所の第二審では、不動産鑑定士による評価額の30%を引いた額と、売却額のその差額の責任が追及されております。

しかし、第一審の、もう一度繰り返します。地方公共団体の所有する不動産を売却する際、最低価格を評価額にしなければならない基準はなく、異なる額でも適正な対価になり得ると指摘していますが、第一審判決と第二審判決では真逆になりました。全く、私としては理解できません。司法の判断に批判はしたくありませんが、このたびの広島高裁の判決は納得のいかない、日本の民主主義を根底から否定する大変な出来事と、私は思っております。

私のような全くの素人でも、平成20年代初めのデフレのどん底の時代に、よくぞ商談としてまとめ上げ、今ではすばらしい教育環境の整った1つの町ができ上がっております。そのようなことから、平成23年12月定例会の議案第68号財産の処分については、私自身、今でも自信を持って賛成の立場を表明したいと思っております。

以上、私の意見を述べさせていただきましたが、今回の特別委員会設置理由に、大願寺地区造成地売却問題発生の経緯及び高裁判決の内容の調査・研究となっておりますが、5

年の歳月もたっており、これまでいろいろな情報に対し、私なりに考え、分析をしました結果、今、特別委員会の設置のイメージが到底湧くことができません。

以上の理由から大願寺地区造成地売却問題調査特別委員会の設置に関する決議については、反対とさせていただきます。

以上、終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

5番、西村議員。

[5番 西村一啓 登壇]

○5番（西村一啓） 私は、決議案第2号につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。この設置についての反対でございます。

と申しますのは大竹市は戦後、昭和29年9月に合併以来、今日まで単独市政で運営をされてまいりました。その間、歴代市長さんはもちろん、議会の諸先輩の皆さん方の鋭意努力のおかげで、今日の大竹市ができていると言っても過言ではございません。

その過程の中で、本市も幾多の経済変革をする中、状況下においても大手企業を初め、市内に進出しています企業も生き残りをかけて、今日まで経営をされてきています。こうしたことは、私自身、この大竹市に70年住んでいる立場で、歴史的に考えてみても、初代市長さんがおっしゃいました、大竹市はこれから産業都市として発展していくことを目標に掲げ、2代目市長さんの発想で現在の東栄港湾施設建設に向けた経緯があります。

今日、この港湾施設に必要な埋立土砂の確保は小方の大願寺山が利用され、土砂搬出後の跡地は議会に諮り、諸先輩議員の皆様の総意で議決した結果、売り出され、現在は市民の皆さんを初め、ごらんのような地域住民がおおむね700人近く定住し、その中でも市外からの転入者は全体の44%にも上がっています。また、住宅周辺には小中一貫校ができ、その上、市内の小中学校に配食できる給食センターもできております。既に機能もしております。また、周辺には高齢者向けの介護施設も併設され、来年の4月にはオープンのお話も伺っております。

大願寺山は、今では小方ヶ丘という地名に変わって、おおむね20年近く放置されていた場所が、見事な街にさま変わりをしております。このような結果的になったのも、先輩議員はもとより、この案件にかかわった現在の議員さんを初め、元議員さんたちの審議尽くされた結果で議決したものであると、私は思っております。議会での議決は重いものであって、この議決によって大英断を下した現市長さんの功績は、大なるものがあるのではないかと思います。

結果的には、ごらんとおり、市民の誰もが認める状況でありますので、私は大願寺山造成地売却問題調査特別委員会の設置については、いろいろ審議された結果であって、前のまま現状である場合はと思えば、結果的に見て、今さら改めて再調査をする必要はないものと考え、委員会の設置について反対をいたします。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

9番、藤井議員。

## 〔9番 藤井 馨 登壇〕

○9番（藤井 馨） 私は、大願寺地区造成地売却問題調査特別委員会の設置に対して、賛成の立場で討論をいたします。

地方自治法96条に議決事件とあり、議会の役割が記載されております。普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないとあり、1号から15号まで記載されております。例えば、条例の改廃、予算を決める、決算の認定等々でございますが、1項の6号に、公有財産は適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けること、同じく237条2項には、公有財産は適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないと決められています。土地が何年も売れなくて管理が大変だ、学校ができるのでそれまでに家を建てないと子供たちが危険だ、家もできて税も入り、人口がふえてきたからよかったなど、さまざまな理由と意見を述べる人がいますが、公有財産は適正な対価で売却をなさないと、こういうふうになっているわけです。

しかし、平成23年12月15日の議案68号は、財産の処分についてというものであり、処分価格を3億5,000万円で売却したいという議案書でございました。提案理由として、大竹市条例3条、予定価格2,000万円以上を超え5,000平米以上であるため議会の議決を得る、こういうものでございました。つまり、地方自治法の96条1項の8号を用いて議会に議決を求めております。ゆえに、地方自治法96条1項6号の、公有財産は適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けること、公有財産は適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならない、に明らかに違反しているわけです。

このようなことをすれば、市民の財産売却に、仮に行政と議会が組んだとしたら、どんな取引も可能となります。不正の温床となるばかりか、税制度の破綻にもつながりかねません。だから、法律によって厳しく規制をされているんだと、私は解釈しております。

私たちが、住民監査請求を行い裁判を起しましたが、調査していく中で数々の不正な証拠が出てまいりました。不正な証拠が出てきた中で、その幾つかを紹介します。

これは、当時の説明を聞いて、よく理解できたとされる方に、はっきりと申し上げておきたい。いいかげんなことを言うなどと言っておきたいのです。議決前にこんなことまで理解した委員がいたとしたら、この売却事件に、ひょっとしたら加担していたんじゃないかというぐらい、私は思っております。

予定価格の計算書、当時の青森監理課長が作成しましたが、彼は不動産鑑定士、先ほども出ましたが、知恵をかりながらなどと、議会にうその説明をしております。不動産鑑定士は、知恵をかしてないと、はっきり証言をしております。彼は、議会に正しい説明をしております。このことが、不動産鑑定士の証言で証明されております。

それと、予定価格の計算根拠、これは当時の説明で、玖波8丁目の5年後の地価下落率で計算している。これ、なぜ5年後か、はっきりわからないんですが、ここは私の推測です、予定価格を相手の希望価格に、意図的に合わせたんじゃないかというふうに考えております。

次に、事業実施者は、売り払い要綱に従い、必要書類を建設部監理課に提出することになっております。必要書類には、資金計画書の提出がございます。先ほども説明の中にあ

ったと思うんですけども、平成24年2月に5億円を借り入れて、約1年2カ月の後の、平成25年4月には5億円を完済する、そういう計画書でございます。予定価格は5年後の地価下落率で計算しており、事業実施者は借入金を1年2カ月で返すというのであれば、4年かの大きなずれがあり、ここに大きな矛盾が生ずるのではないのでしょうか。

平成23年11月29日に行われた事業実施者選定委員会で、応募者からの提案書は開示するのか、議会に出すのかという質問であろうと思いますが、その委員の質問に対し、当時の大原委員長は、議会の説明には出さないと示唆しています。もしこのときに、資金計画書の提出があったなら、この大きな矛盾にどなたも気がついているし、私は、裁判にならなかつたらと思うっております。

当時の説明では、乙18号章の別紙2と別紙3、これについては簡単な説明があったと思いますけれども、その中に、よくよく調べてみますと、下水道の分担金、これが小方地域では平米当たり313円であるのにもかかわらず、112円で計算されているわけです。これは、仲間が平成28年12月議会で一般質問いたしました、いまだにこの答弁は完全に行われておりません。

このように理解できない問題が数多く残ったままで、現在に至っております。広島高裁で原告・被告の提出した膨大な証拠調べと、大原、青森、そして不動産鑑定士の証人尋問を行い、3名の判事が長い時間をかけて調べて、広島高裁として議会の議決があったと認められない、議会の議決がなかったということ、はっきり判決文で述べておるわけですね。この判決に逆らい、誰の、どなたの発案か存じませんが、本判決を批判するようにもとれる文面を、大竹新公会だよりナンバー4というので、市中に配っております。裁判所を批判するなんてあり得ないですね。

それと、当時、議案68号に反対した私たちを、誹謗中傷するような文言を市中に配付し、市民を惑わせているんじゃないかと、私はそういうふう感じております。幾ら言論の自由とはいえ、いいかげんなことを書いてもらってはフェアではありません。

文面をよく見ると、議会では土地の必要性、鑑定評価額、予定価格などについて、市から十分な説明を受けた上で、処分価格の是非についてしっかり審議し、鑑定評価額より低い価格だが処分すべきであると判断しました、というふうな記載がございます。判決は、公益性のない売却は、長や議会が認めても違法だと、はっきり指摘しているわけですよ。

平成23年12月当時、私は、市民ネットという会派にいました。名誉のため、あえて名前は申しませんが、平成23年12月13日に会派の会長から、議案68号について、会派の意見をまとめる案内を、議会事務局のファクスを使ったものでいただきました。藤井様、大井様との宛書で、その文面には次のことが記載されておりました。

執行部から出てくる資料が限定され、その上、契約書を読む時間がほとんどなかったもので、委員会中の判断は難しい点もあったと思います。また、資金計画が議会に出されていないなどの問題点を、はっきりこの方は指摘しておるわけですね。6年もたつと、執行部は十分な説明をしたなどと、よく言えるもんだと思います。市民をだましてはいけません。ころころ信念を変えては、なおいけません。

大竹新公会のメンバーで当時、採決に参加した議員は3名です。残る5名のうち1名は、

本件に直接かかわった担当部長であり、他の4名は真実をほとんど知らない方であろうと思っております。正しいことを正確に勉強し、よい方向に導くことが、経験をしてきた議員の努めではないでしょうか。これは、真の議会改革でしょう。間違っていたとしても、気がついた時点で改めるべきだと、私は思います。

改めれば、よい結果が必ず生まれます。人間、正直になりませんか。楽になると思いますが。過去に何度か使った言葉ですが、過ちに気づき改めないのが、本当の過ちです。まだ間に合います。判決で、議会の議決が認められなかったのです。どうして認められなかったのかを、大願寺地区造成地売却問題調査特別委員会の設置をして、その真実を知り、議会改革を私たちと一緒にやろうではありませんか。と、私に賛同していただきたい。

これをお願いして、賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

15番、田中議員。

〔15番 田中実穂 登壇〕

○15番（田中実穂） 私は、決議案第2号に反対の立場で討論を行います。

そもそも、特別委員会の設置というのは、これから新たに取り組んでいく事業などのために意見を交わし、方向性の一致を見出していくために設置するものであります。この特別委員会の設置は、何のための設置か、先ほどからいろいろありましたけれども、全く理解できません。付議採用とする事項につきましても、大願寺地区造成地売却問題発生の際と高裁判決の内容の調査研究とありますけれども、経緯については、先ほど何名かの議員からもありました。

平成23年12月8日の全協での説明があった後に、この説明っていうのは、エポックワンに3億5,000万円で売却することを説明され、そしてその売り渡しの必要性、つまり、当時25年からの小方学園の開校ということもありました、間近であるということもありました。また、金額についても、景気の低迷から数年後の地価の下落を想定したものであります。評価価格では、到底売れないっていうことは、3度の公募でも応募がなかったことから明らかであります。

そして、その後、12月の12日、本会議で議案上程、財産の処分ということで、生活環境委員会に付託をされました。そこで、質疑・討論を得た後に、採決、可決をされました。そして15日、本会議において、委員長の審査報告の後、質疑及び討論を行い、賛成多数で可決されたものであります。

討論の内容につきましても、安いという討論はもうほとんどなく、売却先の是非、本当に売却先の会社、大丈夫なのか、資金繰りは大丈夫なのかと、こういう質問がありました。また、この不況の折、宅地造成しても、到底、売れないと。ますます、負債を抱えることになるという意見もありました。お荷物になっていた土地が、幾らかでも売れるなら、固定資産税も入るしいいことだという、この訴訟を起こしているうちの議員の1人も、賛意を示しているのが当時でございました。そして、委員長の審査報告の後、質疑及び討論を行い、賛成多数で可決されたものであります。

当時の議員のことも、今、言われましたけれども、当時の議員も、あの広大な土地が何年

たっても売れない、公募しても応募もない。ペンペン草が生えてるということで、何とかして早くというのは、もう誰もが思っていたことであります。ひどい話になりますけれども、ただでもいいと。あそこに住んでもらえればいいじゃないか、固定資産税も入ると、私もそういう思いがした1人でございます。そうした中で、1社が手を挙げてくれて、そこに老健施設等もという話が進んで、そして売却に至ったわけであります。

そして、当時の様相でございますけれども、大竹市からは、そのオイルショック以来、どんどんと人口が減ってまいりました。人口減対策、非常に私どもも悩みました。また、空き家を改良して、改築してそこに結婚した若手の夫婦を住んでいただこうと、生産人口をふやすことが、高齢化の防止にもつながるといったことも考えたこともございました。何にしても、この人口減少を食いとめるためには、安い土地を提供することにしかならないと、私もそう思っておりました。私の先輩もそうですが、子供が結婚する。大竹に住んでくれるのって言ったら、いや、大竹は土地が高い。廿日市市、あるいは和木にということで新居を構えていかれました。広大な土地があるにもかかわらず売れない。また、そういう中で、人口はどんどん減っていく。市長のその胸中を思うと、本当に余りあるものがございます。何とかしたいということだと思います。

そういうことで、我々議員も、この売却について、もう大賛同したわけでございます。決して、この判断は間違っているとは思いませんし、また、多くの市民も、その後の市長選挙で3選を果たされたのも、多くの市民は、この市長のとった行動、判断に全く依存はないということだと、私は思っております。

たとえ、今回、特別委員会を設置しても、双方の言い分が違う立場でありますし、一致点を見出すことはあり得ないのであります。調査研究というなら、各党派や、あるいはグループですればいいのかではないでしょうか。

以上で、反対討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

7番、大井議員。

〔7番 大井 渉 登壇〕

○7番（大井 渉） 賛成の立場で討論させていただきます。

おかしい話になるかとは思いますが、先ほど、日域議員の提案理由は、何ていいですかね、少し私見、個人的な考え方が入り過ぎておったので、余りいい提案理由ではないんでないかなということは、ちょっと同じ党派として思いました。本当に、何も無い真っ白な考え方で申し上げますと、本当に市長の考え方が正しくて、議会の議決が正しくて、原告住民が負けたと。これが、大竹市にとっては、最高の結果です。こうなったほうが、本当はいいんです。でも、これが最終的に、今、最高裁において上告されておりますけど、これがもし、最高裁のほうで全く逆の判決が出た場合、ここにおられる執行部の皆さん、あるいは我々議員、議会、全部だめだと。こんなことがわからないのかと。こんな人に税金を預けて、運営して、予算を承認する力があるのかという結果になります。それは、わかりません。最高裁が決めることです。だから、私は、どちらが勝つか負けるのかというんでなく、今回、一番重きを置いているのは議会が、議会の議決は承認されたとは言えな

いと、議会の議決は無効だと、司法が言ったことです。どなたかが、同僚議員のほうで、あの判決は全く、私は解せないと言われた。じゃ、どこが解せないのか、それをいろいろ調べてみましょうやと、解明してみましよう。だから、どちらが勝つとか負けるとかというんでなし、そういう高裁という重きのある裁判所で、そういう判決を受けたのですから、本当に真相解明してみましよう、本当に心から思うわけです。最終的には、最高裁が勝つか負けるか、市長が勝つのか、原告住民らのほうが負けるのか勝つのか、それは最後に決められることです。

2つの大きな意味があると思います。今、申し上げましたように、やはり誰がどう言ったとか、そういうことももちろん大切でしょうけど、高等裁判所が言ったっていうことが、非常に私は重たいと。なぜかと申しますと、皆さん、そんなことは知ってるよと、多分言われるかもわかりませんが、裁判っていうのは三審制ですよ。普通、一般には地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所と三審制です。途中で負けたからやめたとか、和解になったとか、というようなこともあるでしょうけど、最後の行き着くところは最高裁です、上告です。

なぜ、私、この設置に賛成かという、1つの大きな要件の中で、これも皆さん御存じだと思いますから、そんなことはわかってるよと言われるかもわかりませんが、最高裁判所っていうのは、どんなことをするかと。これは、一審と二審、地方裁判所と高等裁判所の証拠は、一切もうタッチしないんですね。だからもう確定なんです。事実審っていうんですね、一審、二審は。事実を確定して判決を受ける。最高裁は、その事実をもう認定してるんです。だから証人尋問もなければ、証拠を出せとも言えないし、出しても取り合ってくれないんです。受け付けしてくれません。だからもう、事実は確定してるんです。確定してから特別委員会を開くべきではないんでしょうかということ、私は申し上げておると。今さら、あの実は予定価格調書が間違ったとか、誰の発言がどうだったとかっていうようなことを、最高裁は一切聞きません。最高裁は、高等裁判所が示した判決に対して、憲法上、あるいは法律上、間違った判決文を書いてないか、そこを見るだけです。だから事実認定はもうしません。もう確定してるんです。だから、特別委員会を設置する意味があるんです。今回は、我々議会に降りかかったことです。執行部じゃありません。もう市長は、最高裁の判決を待てばいいだけです。ただ、議会の議決が無効と言われた我々議会は、それは最高裁の判決が出るまで待ちゃいいのと、こうやってっていつておられるかどうかです。

加計問題、今、大きく問題になっておりますね。これも、ことしの2月に特別委員会を設置しております、今治市議会。豊洲問題、これも東京都議会が、特別委員会を設置しております。つい最近、テレビで熊本の女性市議が、いろいろパワハラとか助成金の不給、不正受給という問題で特別委員会を設置しております。廿日市も、つい最近新聞に載っておりますけど、宮島サービスエリアの周辺の開発で、それを開発を進めるべきか進めないべきか、事前に調査しようというんで特別委員会の設置が提案されましたけども、10対16で否決されております。これは、今から進めるに当たって、執行部のほうから、逐一説明を受ければいいと。だから今、事前に調査をする必要はないということで、10対16で否

決されております。

このように、特別委員会というのは、議会が目の前にあったその事案に対して、早急に議会として調査・研究して、市民の負託に応え、ちゃんとした報告を述べる、これが特別委員会の目的です。だから、期限が来たら終わるわけです。これが長いという人もおられますけど、特別委員会で岩国大竹道路とか、安心安全とか、まちづくりとか、何年やられましたか。8年も10年も十何年も。

この特別委員会、本当に一生懸命やれば半年で終わります。6カ月で十分です。どちらが勝つとか負けるとかでなし、どういう裁判所が判決を下したかということ言えばいいわけです。出せばいいだけです。

最高裁判所ってというのは、判事は15名ってということは御存じだと思います。年間に高等裁判所から最高裁判所に上がる案件は、約4,000件です。4,000件超えるときもありますし、三千七、八百件のこともあります。大体平均して、年4,000件が高等裁判所から上告されます。99.9%は門前払いです。1,000件のうち3件か4件です、逆転するのは。だけど、それはわかりません。0.1であろうが、1%だろうが、どちらが勝つかわかりません。それよりも、何でそんな事実に基づいて高等裁判所がそういう判決を下したか、議会の議決はだめだったか、そこだけを中心にして、ちゃんと報告書をつくりましょうというのが、私の考えです。

4,000件も最高裁に上がるわけですから、じゃ、何年かかるのかと、よく言われる方がいらっしやいますけど、15名の裁判官で4,000件も処理できるわけありません。当然、15名から20名という調査官というのがいて、そういう新進気鋭の調査官が事前に、彼らが皆、ふるいにかけるわけです。そして、自分らで判断つかないときに、その15名の方、大体3名から5名ですけど、その最高裁の判事に判断を仰いでもらうと、これが通例のやり方です。大体半年で50%ぐらいの判断・判決が出ております。1年以内で、1年前後で七十数%です。だから、来年の3月、上告理由書を出してからですから、来年の4月ごろですかね、それで大体1年ぐらいになるんですけど、そのころが、大体1年という一つの目安です。

今回、この前もちょっと弁護士と話ししましたが、少し今回、遅くなるだろうということをおっしゃいました。何で遅くなるのかということですけど、それは、国においては予定額の20%以内しか修正は認めないという考え方です。しかし今回は、特別に30%まで、もう10%修正してもいいよという、特別な判例を出したわけですね、判決を下したわけですね。だから、それを最高裁が認めるのかどうなのかということも、大きなこととなりますので、最高裁もさっささっさと流れ作業のようにはいかないでしょうと。だから、少し延びるでしょうということ、弁護士からお聞きしております。

先ほど、どなたかが申されておりましたけど、地方裁判所の判決のことを言っておられました。職員がそういう評価をして、市長が最終的に評価を決めればいいと。そうなりますと、おかしなことになるんですよ。3年に1回、評価がえっていのをやるんですね、固定資産税の。そのとき、誰に頼むかといったら、広島県の不動産鑑定士協会、要するに不動産鑑定士に頼むんですよ。毎年、1,600万から1,800万の予算計上をするんですよ。そ

の予算計上を、皆さんは認めておられるんですよ。不動産鑑定士さん、鑑定評価してくださいねとお願いしておるのに、そんなもん当てにならんよと、職員じゃないよと。だったら、1,600万も1,800万も不動産鑑定士に払うことないわけですよ。職員の方でやられりゃいいわけですよ。職員の方でやられて請求されたとき、大変じゃないですか。裁判が起きますよと、私は言いたいですよ。国家資格を持ってない人が、お医者さんでもない人が人の腹を切ったり、薬剤師の資格を持ってない人が薬をくれたり、国家資格を持っておる人がやらんと、それが一番正しいやり方じゃないでしょうかというのが、今回の判断です。

固定資産税の問題もあります。地価公示価格、新聞に載りますね。大竹市のどこどこが何%下がったとか上がったとか、競売、裁判所に担保として、全て不動産鑑定士です。森友学園もそうです。森友学園、これ、総理大臣以下、政府与党、野党も、あの鑑定評価がおかしいなんて、誰ひとり言ってません。あの鑑定評価が正しいものだということで、延々と何時間も議論しています。

大竹は違うんです。あの鑑定評価そのものがおかしい、そこが大きな違いです。勝つ・負けるという問題は別にしまして、とにかく、なぜ、こうして言われたのか。やっぱり、どうしても議会の責任として、こういうこともあったよねと、こういう資料も見えてないよねと、ここはどういうふうに解釈したのがいいのかねとか、そういうものを特別委員会として、6カ月から1年もかからないと思いますけど、そのぐらいでちゃんとまとめ上げて、どちらが正しいというんでなし、事実がどうだったのか、あの判決がどういう意味を持ったのか、それ、事実認定したわけですから、それだけを私はしていただきたいということで、この特別委員会を設置していただきたいということでございます。

市民から負託された、我々市会議員。それは、議会が無効ということは、非常に辛いことでございますので、ぜひ、設置のほうで賛成をしていただきたいと思います。

以上、賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

13番、寺岡議員。

[13番 寺岡公章 登壇]

○13番（寺岡公章） 議員には、それぞれの立ち位置、そして思いがあります。規則や手続にのっとって、決議案を出されたことにつきましては、熱心であられるなというふうに、そういった感想を持ち合わせております。議会のこのたびの内容のように、過去を振り返ることも、時には必要な場合もあるかもしれません。

ただ、現時点ではそれ以上に、私の議員としての立ち位置、思いとして、今、実際に大竹に住んでおられる市民。市民が将来にわたって、より暮らしやすい町であるために、今、どう知恵を出して、力を尽くすかということに重きを置きたいと考えております。

それは、提案理由にあるものとは、方向性が異なっております。前を向いた政策でもって、議論を交わしていきたい。注力したい政策というのは、議員によって異なります。さまざまな政策、また視点があるからこそ、組織のルールにのっとって運営される議会は生きる。政策の違いを勇気がある・ないというふうな尺度にさせていただくと困ってしまいま

す。

私の注力している政策、もろもろがございませけれども、それは特別委員会の設置という手段ではなく、ふだんの一般質問や各種議案審査の場で行政側と議論をしたり、議会内の既存の委員会や協議会での発言・提案によって、協議の仕組みができていと捉えております。

つきましては、くだんの現状は現状として受けとめながら、このたびの特別委員会の設置という具体的な手段、これは、私にとって優先順位が高いものではありませんので、反対をいたします。

終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

10番、山崎議員。

[10番 山崎年一 登壇]

○10番（山崎年一） 決議案2号、大願寺地区造成地問題調査特別委員会の設置に関する決議、賛成者としての討論をさせていただきます。

先ほど来、まさにこの議会は二分といいましょうか、真つ向から意見が対立しております。私たちは、議会人であります。まず、法律を認める、法律を守るということは、少なくとも一番初めに果たさなければならない責務であります。議会の多数で、あるいは満場一致で可決されても、そのことが地方自治法や憲法に違反しておれば無効であります。なぜなら、日本は法事国家であります。法の上に全てのことが成り立っている。この議会もそうであります。私がここに立って発言しておるのも、地方自治法にのっとってやっておるわけで、だから何ぼ、この議会満場一致で可決しても、地方自治法や憲法に違反しておればそれは無効だというのが、日本の、まず法律を理解する上で、一番最初に私たちが考えなければならないことだと思っております。その上で、私は本特別委員会の設置に、ぜひとも皆様方に御賛同をいただきたい。そして、議会は議会として、市民の前にどういう問題があったのか、なぜこういうことになったのかということを、はっきりと明らかにする必要ある。それが、少なくとも最低限、大竹市議会議員の責務だというふうに考えております。

大願寺造成地問題は本年3月23日に、被告は大竹市は、広島高等裁判所の判決を不服として、現在、最高裁に上告をされていますが、上告は受理されていません。上告は受理されていないということは、私は審議されていないんだろうと思うわけです。なぜ審議されていないのか。これは、高裁の判決、地方自治法に違反しておりますよということが、大きく影響しておるのではないかと。

先ほどの議員の発言にもありましたが、そういった意味において、今後、どういう展開をするかということではありますが、私は、来年の市長選挙に司法が判断を下すのを遠慮しておる。今、判断をすれば、市長選挙に影響を与えるかもしれない、いう懸念があるのではないかとこのように考えております。時の経過が明らかにすると思っておりますが、私は、市長選挙後に控訴棄却、判決確定ということになるのではないかと、今、想像をしておるところでございます。

高裁判決は、皆様方も御存じのように、大竹市の全面的な敗北でありました。大竹市は、

入山欣郎に1億4,910万円の市民の損害を請求せよ。平成25年7月6日から支払い済みまでの、金5分の割合による金員を支払うよう請求せよというものであります。議会としての審議経過や、事件の解明、広島高裁の指摘しております地方自治法違反など、議会は議会として真実を究明する必要があります。

大願寺地区の宅地売却予定価格13億円が、結果として3億5,000万円にしかならなかった。市民に、私は大きな損害を与えたと思っております。最高裁の判断が示されるまで、事件の解明を延ばすことは、議会としてもあってはならないことであります。司法の判断は司法の判断として、厳粛に受けとめなければなりません。議会は議会として、8名の特別委員会を設置し、そしてどういう経過があったのか事実を明らかにして、市民の前に示す必要があるというのが、私の考え方です。

振り返ってみますと、平成20年6月5日の本会議で、前中川市長が廃プラ裁判の敗訴を受けている。入山市長は、この本会議のあの席で、二度と同じ過ちは繰り返しませんと。市民の信頼を取り戻し、私自身は指導監督の義務を自覚し、職員を挙げて仕組みづくりをしていく、こう、決意を述べられました。

あの日から3年、23年12月、職員からの鑑定評価額未満で売り渡すと法律違反になりますよという指摘を受けて、それでもなおかつ、市民から裁判に訴えられたら、受けて立つと議会で発言され、今回の問題が引き起こされたのであります。

私たち議会人が学ばなければならないことは、20年の廃プラ敗訴から3年後に、この事件が発生している。行政が市民に法廷に引きずり出される、同じ過ちを繰り返していたのです。このような不祥事を繰り返すのは、大竹市の行政の欠陥なのか。二代続けて法廷に市長が引きずり出される、そのような市長を選ぶ市民の体質なのか。あるいは、そのような不祥事を繰り返す議会や議員の資質なのか、私は非常に悩んでおります。まさに大竹市の市長・議会・行政の幹部の資質が問われておる、こういうふうと考えております。

市長も議会も行政幹部も真剣に反省し、市民に真実を解明し、謝罪しなければなりません。しかし、現実はどうですか。この議会の市長の大竹市行政幹部、何らみずからの姿勢を省みることなく、そのような姿勢が見られないと思うのであります。このような市長や議会、行政幹部をいただく市民こそが、本当に不幸であります。今こそ、市長と議会と行政幹部が一体となって真実を明らかにし、市民の皆様真相を明らかにして謝罪するべきではないでしょうか。

市長が本席におられますので、市長にも御協力をいただきたくお願いを申し上げます。昨日、入山市長がこの本会議場で、4度目の市長選挙に立候補する決意を示されました。そのときの言葉は、「大好きな大竹市が発展し続けられる町となるように、働き続けていきたい。皆様の共感がいただけますように。」と語られました。

今回の事件は、入山市長に一番の大きな責任があります。言うなれば、事件の当事者ではありませんか。市長みずから、特別委員会の設置に賛同され、委員とともに、不名誉な提案の事案の解明に努力されてはいかがですか。事件の解明もされず市長選挙に立候補するなど、到底、考えられない、これが市民の素朴な感情であります。問題の解明にしっかりと取り組まれ、その上で市長選挙に立候補されるべきだと、私はこのように考えており

ます。

ぜひ、皆様方に特別委員会を設置していただき、この事実を究明することに、一緒に頑張ろうではありませんか。そのことが、私は市民への果たす責務だと、こういうふうに考えております。どうぞよろしく願いをいたします。

失礼いたしました。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これより、本件を起立採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立少数と認めます。

よって、本件は否決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月7日から12月18日までの12日間休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、12月7日から12月18日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

12月7日午前10時から総務文教委員会を、その終了後、基地周辺対策特別委員会を、その終了後、総務文教委員政策研究会を、12月8日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、その終了後、生活環境委員政策研究会を、12月12日午前10時から議会改革調査会を、それぞれ第一委員会室において開催する旨、各委員長及び会長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

12月19日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参

集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

12時17分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月6日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 田 中 実 穂